

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資

経済危機・災害復旧関係

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を対象とした融資です。

- 融資対象** 次のいずれかに該当する中小企業者等
- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN4号】
 - ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けたことについて市町村長から証明を受けた中小企業者等
 - ・ 中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として市町村長から認定を受けた中小企業者等

限度額 設備資金・運転資金 合計 5,000 万円

融資利率 1.4%

保証料率 0.9%

償還期間 設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
運転資金 10年以内(1年以内の据置を含む)

申込書類 市町村長の認定書(セーフティネット保証4号)、納税証明書、財務書類などが必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき
JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所 県庁別館3階 産業振興課

相談時間 9:00~16:00 水、木、金(月、火は金融担当職員が対応します)

電話番号 055-223-1554(直通)

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課

TEL 055-223-1537(直通)